

新発田のいいところ きっと見つかる

広報しばた



SHIBATA
CITY
INFORMATION



新発田市役所へのお問い合わせは
ヨリネスしばた(市役所本庁舎)

〒957-8686 新発田市中央町3-3-3

☎0254-22-3030(代表)

市ホームページ www.city.shibata.lg.jp

令和4年 5.20 No.1564

情報ピックアップ

人権を尊重していくために

知っていますか「ヤングケアラー」ほか

市ではSNSで情報発信しています!

「広報しばた」は下記の二次元バーコードからも
ご覧いただけます



「子育て応援きらきらカード」の 協賛店を募集しています

申込み・問合せ先=こども課子育て支援係(ヨリネスしばた2階、☎28-9232)

同カードは、現在、中学生までのお子さんがある約6300世帯が利用しています。協賛店は、市ホームページで、店名やサービス内容を紹介します。ぜひ、登録をお願いします。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

対象=「子育て応援きらきらカード」の利用者に、サービスの提供が可能な市内のお店(法人・個人は問いません)

※サービスの内容は、任意で設定できます

登録受付=随時

登録方法=協賛店登録届を直接、郵送、ファックスまたはEメールで提出してください。登録届は、こども課にあるほか、市ホームページでダウンロードできます



「子育て応援きらきらカード」が さらに便利になりました!

カードを協賛店舗で提示すると、サービスが受けられます。新発田市・聖籠町・胎内市に加えて、4月から新たに新潟市・田上町の協賛店舗でも利用できるようになりました。ぜひ、ご利用ください。

交付対象=市内に住所を有する中学3年生までのお子さんがある世帯

※カードの交付申請は随時受け付けていますので、まだお持ちでない対象世帯の方は、申請してください。詳しくは、お問い合わせください

協賛店舗=協賛店舗の入り口に貼られているステッカーが目印です。対象店舗やサービス内容など、詳しくは市ホームページをご覧ください



▲広域連携マーク

知っていますか「ヤングケアラー」

問合せ先=こども課こども家庭相談係 (☎26-3257)

「ヤングケアラー」とは…

家族にケアを必要とする人がいる場合に、本来、大人が担うようなケアの責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものことをいいます。

日常的に家族のケアをすることで、「学校に行けない」、「勉強や自分の時間がとれない」など、子ども自身の権利が侵害されているおそれがあります。

家族の支え合いは大事ですが、子どもたちに過度な負担となっていないですか？

障がいや病気のある
家族の身の回りの
世話をしている

宿題や勉強をする
時間が取れない…



家計を支えるために労働をして、
障がいや病気のある
家族を助けている

友人と遊べない…
部活動ができない…



家族に代わり、幼いきょうだいの
世話をしている

学校を遅刻・早退
してしまう…



がん・難病・精神疾患など慢性的な
病気の家族の看病を
している

睡眠が十分に取れない…
疲れた…



ヤングケアラーに関する相談窓口

適切な支援につなげるために、ヤングケアラーに気づいたら、下記の相談窓口へ連絡してください。
開設時間=土・日曜日、祝日、年末年始を除く、午前8時30分～午後5時15分

▼総合窓口

こども課こども家庭相談係(ヨリネスしばた2階、☎26-3257)

▼小・中学校に在籍するヤングケアラー

学校教育課教育相談係(豊浦庁舎2階、☎22-9532)

▼生活困窮・障がいのある方に関するヤングケアラー

社会福祉課生活支援係(ヨリネスしばた2階、☎28-9221)

▼高齢者介護に関するヤングケアラー

高齢福祉課地域ケア推進係(ヨリネスしばた2階、☎28-9200)



人権を尊重していくために

問合せ先=人権啓発課人権啓発係 (☎28-9630)



人権三法をご存じですか？

人権三法は、平成28年に差別の解消を目指して施行された三つの法律です。当市でも人権尊重の取組を推進するため、「差別のない人権が尊重されるまちづくり条例」を定めており、こうした法律や条例について知ることも、人権を尊重していくことにつながります。

●障害者差別解消法

障がいの有無に関わらず、互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きることのできる社会づくりを目的としています。障がいがあることを理由とした不当な差別を禁止し、必要な配慮を求めています。

●ヘイトスピーチ解消法

特定の人種や民族、宗教への差別をあおる憎悪表現の抑止・解消を目的としています。不当な差別的言動の解消に向けて、国や地域社会が教育や啓発などの施策を行うよう定めています。

世界情勢などを背景に、特定の国の人への差別や言語を排斥する動きが見られます。誹謗中傷はやめ、相手を尊重して、誰もが安心して暮らせるよう努めていきましょう。

●部落差別解消推進法

部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。この法律では、国や地方公共団体の責務として、部落差別の解消に関する施策を行うよう定めています。

本人通知制度へ登録を

身元調査などを目的として、戸籍謄本や住民票の写しなどを不正に請求・取得する事例が全国で相次いでいます。市では、この不正行為を防止するため、戸籍謄本や住民票の写しなどを第三者に交付したときに、その事実を登録した人にお知らせする「本人通知制度」を設けています。この制度の登録者が増えることで、不正に取得しようと考えている人への抑止力となります。自身と身近な人の人権を守るため、登録をお願いします。

登録方法については、右記の二次元バーコードを読み取るか、市民生活課(☎28-9100)へお問い合わせください。



▲市ホームページ

人権擁護委員にご相談ください

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、人権を擁護する役割を担います。人権問題や心配ごとについての相談を受けたり、小・中学校で人権教育を行ったりするなど、人権についての啓発活動を行っています。当市では、右記の13人の方が活動しています。

人権問題ではないだろうかと感じることや困りごとがあったら、人権擁護委員や法務局まで気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は堅く守られます。

人権擁護委員(敬称略。4月現在)

大川原さとみ(住田)、伊東廣子(中野)、加藤和夫(関妻)、長谷川安博(蔵光)、小島美枝子(豊町)、田野賢司(緑町)、芦田 隆(真野原)、本名正史(本田)、山口智史(中央町)、片桐 照(下中)、橋本信子(豊町)、中野道弘(向中条)、井浦和磨(米子)

お気軽にご相談ください【人権相談窓口】

とき=土・日曜日、祝日、年末年始を除く、午前9時～午後4時

ところ=新潟地方法務局新発田支局

内容=人権問題、相続、離婚、いやがらせ、近隣問題などの心配事や困りごと

問合せ先=新潟地方法務局新発田支局(☎24-7102)



お知らせ 県道新発田津川線(六日町～丑首区間)が開通します

県新発田地域振興局道路課 (☎26-9564)

平成28年度から、県が整備を進めてきた県道新発田津川線バイパス(六日町～丑首区間)が、6月17日(金)午後3時に開通します。

これにより、通学路の安全対策の向上や中心市街地における渋滞の解消、さらには、新潟東港から新発田市、阿賀町までの物流の円滑化や所要時間の短縮が期待されます。

延長=2.25km

幅員=車道3.25m×2車線



▲県道新発田津川線バイパス(六日町～丑首区間)



お知らせ 見つけたらご連絡を ～市道の陥没や防犯灯の玉切れ～

連絡先

▼市道の陥没は維持管理課道路係 (☎28-7099) へ

▼防犯灯の玉切れ・故障などは、電柱に表示してある「電柱番号」を同係または右表の業者へ



担当区域	担当業者
本町、諏訪町、豊町、東新町、新富町3丁目、松浦地区、米倉地区、赤谷地区、五十公野地区(金谷を除く)	(有)相馬電機 (☎23-1854)
中央町、大栄町、大手町、緑町、城北町、西園町、御幸町、新富町1・2丁目、中曽根町、舟入町、中曽根、舟入、西宮内、弓越、富塚町、住吉町、新栄町	宮下電気 (☎22-5776)
中田町、小舟町、小舟渡、富塚、島潟、板敷、中谷内、西名柄、長畑、桑ノ口、道賀、奥山新保、佐々木、曾根、上中沢、則清、則清新田、日渡	(株)大豊電気 (☎24-5251)
川東地区、菅谷地区、加治地区、五十公野地区の金谷	(有)渋谷電設 (☎29-2032)
豊浦地区、上端、竹園、下興野、飯島新田、太田新田、飯島、北簗口、西簗口、鳥穴、砂山	(有)本田電気 (☎24-3433)
紫雲寺地区	(有)ひかり電気 (☎24-0374)
加治川地区	(株)五十嵐電気 (☎33-2611)

お知らせ 住宅の耐震診断が無料でできます

建築課建築審査係 (地域整備庁舎2階、☎26-3557)

市では、安心・安全なまちづくりを目指すため、木造住宅の耐震診断を行う際の耐震診断士を無料で派遣します。いつ起こるかかわからない地震に備えるため、自宅の耐震性を考える機会として、ぜひご活用ください。

【耐震診断】

対象=市内に住所を有する方

対象建物=次の全てに該当する住宅(店舗などの併用住宅の場合は、床面積の半分以上が住宅部分であること)

▼住宅の所有者自身が居住している住宅

▼昭和56年5月31日以前に市内で建築された住宅、または工事着手された住宅

▼延べ面積500㎡以下で、地上2階建て以下の住宅

▼木造軸組工法の住宅

募集戸数=20戸程度(抽選)

申込方法=5月30日(金)～6月6日(金)に、申請書を建築課窓口へ直接提出してください。申請書は建築課にあるほか、市ホームページでダウンロードできます

申請に必要な書類=申請書、建築年次や建物の延べ面積が確認できる書類(固定資産税の課税明細書など)、図面(ない場合は不要)

【耐震補強設計・耐震改修工事】

左記の耐震診断で、「耐震性が低い」と判断された住宅には、耐震補強設計や耐震改修工事にかかる費用の補助があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。



◀耐震改修工事の例(接合金物取付)

65歳以上の高齢者や「身体障害者手帳」の交付を受けている方を含む世帯に、簡易補強の設計や工事、耐震シェルターの設置にかかる費用の一部を補助します。
 ※当市の耐震診断を受けた住宅が対象です



お知らせ 水道水源を保全し、良質な水道水で水分補給をしましょう

水道局浄水課 (☎23-7194)

6月1日(水)～7日(火)は「水道週間」です。この機会に、水道への関心と理解を深めましょう。

【水道水で水分補給をしよう】

気温が上がるこの時期や運動中は発汗量が増え、体の水分が少なくなります。また、就寝中にも水分が失われています。人間は、体内の水分の5%を失うと頭痛や吐き気などの熱中症の症状が現れ、20%を失うと死に至るといわれています。水分不足は、中高年に多くみられる脳梗塞や心筋梗塞などの要因になるともいわれています。

最も身近な水「新発田の水道水」で、こまめな水分補給を心がけましょう。

【「水道水源保護地域」で事業場を設置するには、届け出などが重要です】

良好な水道水源である加治川の水質を守るため、「水道水源保護地域」を定めています。

保護地域に事業場を設置する場合は、事前の届け出や住民説明会、市との協定の締結などが必要になることがあります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。



お知らせ
 「やるじゃんメール」を
 利用しませんか
 サルによる農作物被害を防
 ぐため、市内の中山間地域に
 生息するサルの群れの「翌日の
 動向予想」をメール配信しま
 す。行動を先読みすることで、
 追い払いなどの対策を効率的
 に行うことができます。
 なお、既に登録済みの方に
 は、引き続き配信します。
 配信期間 6月中旬～11月下
 旬(予定)

お知らせ
 「やるじゃんメール」を
 利用しませんか
 サルによる農作物被害を防
 ぐため、市内の中山間地域に
 生息するサルの群れの「翌日の
 動向予想」をメール配信しま
 す。行動を先読みすることで、
 追い払いなどの対策を効率的
 に行うことができます。
 なお、既に登録済みの方に
 は、引き続き配信します。
 配信期間 6月中旬～11月下
 旬(予定)

お知らせ
 新たな個人墓地の
 設置はできません
 国の指針により、個人の所有
 地に新たに墓を建てることは
 できません。寺院墓地または各
 自治会管理の墓地の利用をご
 検討ください。詳しくは、お問
 い合わせください。
 環境衛生課生活環境係(☎
 28-9120)

お知らせ
 新たな個人墓地の
 設置はできません
 国の指針により、個人の所有
 地に新たに墓を建てることは
 できません。寺院墓地または各
 自治会管理の墓地の利用をご
 検討ください。詳しくは、お問
 い合わせください。
 環境衛生課生活環境係(☎
 28-9120)

**困ったら一人で悩まず
 行政相談**
 年金、福祉、雇用、道路管理
 などの行政が行う業務に関す
 る困りごとについて、行政相談
 員が無料で相談に応じていま
 す。相談所の開設日など、詳し
 くは、毎月中旬に発行する「広
 報しばた」の「行政相談」を
 ご覧ください。
 総務課総務係(☎28-954
 0)

**困ったら一人で悩まず
 行政相談**
 年金、福祉、雇用、道路管理
 などの行政が行う業務に関す
 る困りごとについて、行政相談
 員が無料で相談に応じていま
 す。相談所の開設日など、詳し
 くは、毎月中旬に発行する「広
 報しばた」の「行政相談」を
 ご覧ください。
 総務課総務係(☎28-954
 0)

**「ご存知ですか」マナーウ
 ェア**
 外出先や公共の場での排泄
 を防ぐ、ペット用のオムツで
 す。排泄に難のある老犬だけ
 なく、若い犬もマナーウェアを
 着用する機会が増えています。
 活用を検討しませんか。
 環境衛生課生活環境係(☎
 28-9120)

**「ご存知ですか」マナーウ
 ェア**
 外出先や公共の場での排泄
 を防ぐ、ペット用のオムツで
 す。排泄に難のある老犬だけ
 なく、若い犬もマナーウェアを
 着用する機会が増えています。
 活用を検討しませんか。
 環境衛生課生活環境係(☎
 28-9120)

**新発田市の
 人口・世帯 (4月末)**

【人口】94,650人
 男性 46,094人 死亡 86人
 女性 48,556人 転入 370人
 出生 45人 転出 397人

【世帯】37,244世帯
 ※これは、住民基本台帳に登録されている人口・
 世帯数です

税などの納期限
 納期限は **5/31** (火)

▼軽自動車税 全期
 ▼介護保険料 第2期
 ▼市県営住宅使用料 5月分
 ▼市県営住宅駐車場使用料 5月分

▼保育園保育料・副食費 5月分
 ▼し尿処理手数料 5月分

納付は安心・便利な口座振替で

今後の「広報しばた」発行日 6月1日(水) 6月15日(水) 7月1日(金)

お知らせ

お知らせ・イベント・講座・募集・寄附

感染予防対策について
 イベントなどに参加する
 場合は、マスクの着用など
 にご協力ください。一人一
 人の感染予防が皆様の安
 心・安全につながります。
 また、感染拡大防止のた
 め、掲載イベントなどの内
 容を変更する場合があります。
 「ご理解をお願いします。」

配信日時 祝日を除く月・金
 曜日の夕方
登録方法 2メールアドレスの件名を「せ
 るごめーる希望」とし、本文
 に希望する地区名(加治川、加
 治、菅谷、川東、赤谷、米倉、松
 浦、豊浦)を記入し、norinsu.
 @city.shibata.lg.jpに送信
 してください
 ※同アドレスからのメールを受
 信できるように設定してくだ
 さい
他 登録は無料。通信料などが
 必要です
**☎ 農林水産課里山保全係(☎
 33-3108)**

**いつかの湯
 6月の変わり湯**
 4日(土)・5日(日)に菅浦湯、毎
 週日曜日にラベンダー湯を実
 施します。
時 午後3時～11時(月曜日は
 定休日)
¥ 中学生以上440円、小学
 生150円、幼児70円。第3日
 曜日は、小学生以下は無料
☎ いいで湯(大栄町1、☎22
 2455)

お知らせ

市の「封筒」に掲載する広告を募集します

総務課庶務文書係 (☎28-9540)

掲載期間 在庫がなくなりしだい、封筒の使用を
 開始します(令和5年3月頃の予定)
申 5月20日(金)～6月30日(土)に、市ホームページ
 の電子申請で申し込んでください
他 応募多数の場合は、募集要項に定める方法に
 より決定します。また、掲載位置は、広告主が応募
 した際の先着順に指定できます。掲載の決定方法
 や広告データの作成など、詳しくは市ホームペ
 ージをご覧ください

【広告の規格など】

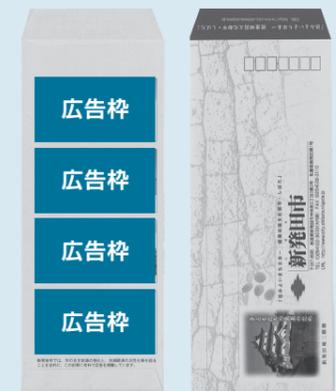
封筒の 種類	広告の 大きさ	刷り色	作成枚数	募集 枠数	掲載料 (1枠)
長形3号	縦5cm × 横10cm	1色(黒)	130,000枚	3枠	72,000円
長形40号	縦4cm × 横7.5cm	1色(黒)	60,000枚	4枠	48,000円

【長形3号】



裏 表

【長形40号】



裏 表

お知らせ

令和4年度(後期)「まちなかギャラリー」展示作品募集

健康長寿アクティブ交流センター (☎26-3030)

健康長寿アクティブ交流センター「まちなかギャラ
 リー」では、展示作品を募集しています。令和4年度もお
 試し期間として、無料で作品や活動成果の発表・展示が
 できます。詳しくはお問い合わせください。

☎ 市内で活動する団体や個人
対象作品 絵画や版画、彫刻、工芸、書道、写真、手芸、ク
 ラフト作品、団体の活動展示など

展示期間 9月1日(土)～令和5年3月31日(金)

※期間内に1回、6日間以内で展示ができます

申 6月1日(土)～7月8日(金)までに、申込書を直接または
 郵送(必着)で提出してください。申込書は健康長寿アク
 ティブ交流センターにあるほか、市ホームページでダウン
 ロードできます

※展示を希望する期間が重複した場合は抽選となります



「まちなかギャラリー」6月の展示

☎ 健康長寿アクティブ交流センター (☎26-3030)

【三人展】

☎ 6月4日(土)～8日(金)の午前9時～午後5時(最終日
 は午後3時まで)

☎ 令和4年9月末までの展示も受け付けています。詳
 しくは、お問い合わせください

農業者年金現況届の提出を忘れず

未提出の場合、年金の支払いを差し止められる場合があります。忘れずに提出してください。現況届用紙は5月末頃に、農業者年金基金から受給者本人宛てに郵送されます。提出期間 土・日曜日を除く、6月1日～30日 提出先 農業委員会事務局 (加治川庁舎2階)、豊浦・紫雲寺支所、JA北越後(購買センター)、支店・文書ポスト) 農業委員会事務局管理係 (☎33-3119)

令和4年度の所得証明書・課税証明書の発行は6月15日(金)からです

1通3000円 運転免許証などの本人確認ができるもの。同居の親族以外の方が代理申請する場合は、本人の委任状が必要 他 市・県民税の全てを給与からの引き落とし(特別徴収)で納めている方には、5月13日(金)から発行を開始しています 申請 税務課市民税係(☎28-9321)、市民生活課窓口係、各支所住民福祉係

新潟駅高架化工事に伴う列車の運休・代行輸送のお知らせ

新潟駅の高架化工事に伴い、白新線・信越線の一部区間で運休や運行時刻の変更を行います。運休区間では、バスによる代行輸送を行います。なお、特急・快速列車なども対象になりますのでご注意ください。詳しくは、JR東日本ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。実施日 6月4日(土) 運休区間

イベント

緑化推進定期植木市 5月27日(金)～5月30日(月)の午前9時～午後4時30分 所 カルチャーセンター前

緑化推進・みどりの会加藤 11階ギャラリーの催し

時間 午前8時～午後6時。ただし、最終日は午後1時まで 無料。ただし、車でお越しの方は30分を越えると駐車料金が必要です 他 休日は、夜間入口からお入りください 同 同ギャラリー連絡係 松田 (☎090-5570-4048) [渋谷和吉写真展] 5月29日(日)～7月9日(土)

阿賀北美術協会展

阿賀北地域に関わりのある作家による、平面・立体・総合部門の作品展です。小品展とスライドショーコーナーも開催します。 6月9日(土)～12日(日)の午前9時～午後5時。ただし、12日は午後3時まで 所 生涯学習センター 同協会事務局 池田(☎25-2265)

ライトミュージックコンサート

6月12日(日)午前10時～(午前9時30分開場) 所 市民文化会館 15組のバンドが出演します 他 入場整理券(指定席)が必要です。整理券は市民文化会館で配布しています 同 市民文化会館(☎26-1576)



北海道歌旅座ザ・コンサート～昭和のうた～

7月18日(日)午後2時～(午後1時30分開場) 所 市民文化会館 昭和の流行歌や家族・故郷

富城大学「本庁学級」

おおむね60歳以上の方 6月・8月・11月の火曜日、7月の水曜日(月1回)。時間は午前10時～11時30分(回により変動あり) 所 生涯学習センターなど 多様な話題や健康に関する講座、視察研修など 2000円(視察研修費などは別途必要) 5月27日(金)～6月10日(金)の午前9時～午後5時に申込書に参加費を添えて申し込んでください。申込書は生涯学習センターにあります 申請 新発田地区公民館(生涯学習センター、☎22-8516)

国際理解講座「ハキスタンってどんな国」

6月19日(日)午後1時30分～3時(午後1時受付開始) 所 イクネスしばた イスラミックセンター新潟元代表のマリック・ハーンさんなどによるパキスタンの文化や料理、習慣などについて 敬和学園大学の学生によるイスラム文化の体験について 50人(先着順)

シルバー人材センターに作業を依頼しませんか

一般作業の請負・委任による仕事をいたします。料金など、詳しくは、お問い合わせください。 仕事内容 庭木の手入れ、垣根の剪定、雪囲い、除草、畑仕事、掃除、ガラス磨き・洗濯・食事作りなどの家事、襖・障子・網戸張り、家屋の修繕、板金、塗装、左官、宛名・賞状書き、施設・駐車場管理、宿直、日直、会場準備など 申請 新発田地域シルバー人材センター(☎22-1010)



▲申込み用

市有財産を売却します

詳しくは、市ホームページの「物品売却情報」をご覧ください。売却方法=一般競争入札(インターネット売却) 5月27日(金)午後1時～6月14日(日)午後2時 入札期間=6月28日(日)午後1時～7月5日(日)午後1時 実施場所=KSI官公庁オークション内

区分番号	物品	初度登録年月	最低入札価格
4-1	除雪車(TCM ショベル・ローダ S13)	平成3年11月	1,155,000円



どけん屋さんの外構工事 ●駐車場工事 ●ブロック塀・フェンス ●庭・アプローチ ●カーポート・物置 ●防草砂利・防草シート 駐車場を広げたい! ぬかるみが気になる! 目隠しフェンスがほしい! 庭の高い木を切りたい! などのお悩み解決します 株式会社小池組 ☎0254-41-3145

亡くなられた大切なペット 自宅でも、火葬ができます エンジェルペット火葬 0120-839-940 聖籠町東港7-61-15(免許センター近く) エンジェルペット 検索

献血バス「ゆうあい号」

この日程は、全血献血のみです。できるだけ、400ml献血にご協力をお願いします。

健康推進課保健予防係(☎28-9210)

時・所

6月5日(日)午前10時～正午、午後1時30分～4時：イオン新発田店(住吉町5)
6月8日(水)午前9時～11時30分、午後1時～4時：ヨリネスしばた



まちなか保健室 「こころの健康相談会」

対 市民

6月9日(木)、6月27日(月)の午後1時30分～3時30分(1組45分程度)
ヨリネスしばた
不安や悩みで心の不調を感じる

じている方を対象に、臨床心理士がお話を伺います

定 各回3組(先着順)

申 6月8日(水)、6月24日(金)の午後5時までに直接、電話または市ホームページの電子申請で申し込んでください

健康推進課地域保健第1係(☎28-9213)



▲申込み用

風しんの抗体検査や 予防接種が無料で受けられます

対象の方にクーポン券を送付しました。詳しくは、同封の案内、市または厚生労働省のホームページをご覧ください。

※新発田市から転出した場合、クーポン券は使用できません。転出先の市町村へ問い合わせください

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性で、風しんの抗体検査を受けたことのない方。または、過去に検査

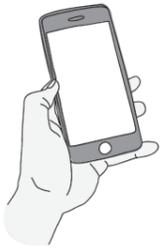
新潟県認知症コールセンターをご利用ください

認知症の方やその家族が抱える困りごとや悩みに関する相談を受け付けています。

同コールセンター(☎025-281-2783、土・日曜日、祝日、年末年始を除く、午前9時～午後5時)

福祉サービスに関する 苦情相談窓口のご案内

県福祉サービス運営適正化委員会では、福祉サービスに関する苦情解決のお手伝いをしています。事業者と話し合っ



「買い物支援サービス 実施店一覧」をご活用ください

高齢福祉課地域ケア推進係 (ヨリネスしばた2階、☎28-9200)

運転免許返納などで買い物に困っている方を対象に、市内で商品の配達や訪問、出張サービスを行う店舗などの情報をまとめた冊子「買い物支援サービス実施店一覧」を作成しています。



も解決しないときや、話しにくい場合は、気軽に相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

春の歴史探訪ウォーク

スポーツ推進課スポーツ推進係(ヨリネスしばた6階、☎28-9660)

新発田の歴史にふれ、自然を感じながら歩いてみませんか。ぜひ、ご参加ください。

対 約8Kmを歩ける方

時 6月18日(土)午前8時30分～11時30分(雨天中止)

集合場所=水道局駐車場(下内竹)

内 水道局駐車場を発着とし、旧赤谷線サイクリングロードと米倉集落周辺を歩きます。途中、ウォーキングの指導や歴史に関するクイズを行います

講 市スポーツ推進委員

定 30人(先着順)

持 感染防止チェックリスト(事前に配布します)、飲み物

他 申し込んだ方に、詳しい案内を郵送します

申 5月26日(土)～6月6日(日)に電話で申し込むか、申込書を直接、ファックスまたはEメールで提出してください。申込書はスポーツ推進課にあるほか、市ホームページでダウンロードできます



これからの「いきかた」を共に考える講演会

対 市民、医療・介護関係者

時 6月16日(土)午後2時～3時(受付は午後1時20分から)

所 市民文化会館

内 自分の生き方と、在宅医療などについて考えます

講 笹川医院院長の笹川康夫さん

定 300人(先着順)

持 参加証(申し込み後に送付します)

申 6月9日(木)までに、しばた地域医療介護連携センター(下越総合健康開発センター)へ、直接またはファックス(☎20-8570)で申し込んでください。申込用紙は、高齢福祉課、各支所、各地域包括支援センター、市内医療機関・薬局にあります

高齢福祉課地域ケア推進係(☎28-9200)

ヒアリンググループシステムを使ってみませんか

難聴の方の「聞こえ」をサポート

「Net119緊急通報システム」の運用が始まります
聴覚・言語機能障がいなどをお持ちで、音声での119番通報が困難な方でも、スマートフォンなどを使いスムーズに通報できるようになります。利用には事前登録が必要です。詳しくは、お問い合わせください。運用開始日7月1日(日)

Net119緊急通報システム」の運用が始まります

聴覚・言語機能障がいなどをお持ちで、音声での119番通報が困難な方でも、スマートフォンなどを使いスムーズに通報できるようになります。利用には事前登録が必要です。詳しくは、お問い合わせください。運用開始日7月1日(日)

「かかりつけ保健師」にご相談ください

一人の保健師が妊娠期から就学前までの妊産婦・親子を切れ目なく継続して支援するのが「かかりつけ保健師制度」です。

「赤ちゃんの夜泣きで困っている」「育児が大変で気分が落ち込む」など、妊娠、出産、子育ての心配ごと、聞いてみたいことがあるときは、気軽にかかりつけ保健師にご相談ください。

健康推進課健やか育児支援係(☎28-9211)



イクネスしばた
こどもセンター
「あそびのひろば」

新発田駅前複合施設「こどもセンター」係(☎28-9952)

【ひんやひんや】
時 6月3日(金)午前10時30分～11時

【おもちゃ病院しばた】
時 6月4日(土)午前9時30分～11時30分

内 おもちゃドクターが壊れたおもちゃを無料で修理します(部品代が必要な場合があります)

【あかちゃんひろば】

対・時 午後7～11か月のお子さん
：6月8日(水)

▼午後6か月までのお子さん
：6月15日(水)

※時間はいずれも午前10時30分～11時

持 バスタオル

【きらきら誕生会】

時 6月24日(金)午前10時30分～11時

内 6月生まれのお友だちを、みんなで祝いします

【七夕飾りをつくる会】

時 6月28日(火)午前10時～11時

そろりまめきつず 音あそび

未就園児と保護者

対 6月21日(火)午前11時～11時45分

所 加治川児童館

内 手作り楽器でいろいろな音を出してみよう

定 10組(先着順)

持 飲み物、内履き

申 6月6日(月)～11日(土)

申 加治川児童館(☎39-6016、日曜日、祝日を除く午前10時～午後5時)

遺児の健やかな成長を
応援します

文化・レクリエーション事業への招待、入学・卒業・進級祝いなど、遺児への支援を行っています。

支援を希望する方は、登録が必要です。また、登録済みの方で、登録内容に変更がある場合は、変更届の提出が必要です。

▼次のいずれかに該当する方
市内に住所のある義務教育終了前の遺児及び同居の保護者

▼特別支援学校に就学するため、市外に住所を置く義務教育終了前の遺児及び市内に住

所のある保護者

申 認定申請書と戸籍謄本を直接提出してください。認定申請書は青少年健全育成センターにあるほか、市ホームページでダウンロードできます

申 青少年健全育成センター(☎26-0897)

Jスクール受講者募集

対 外国につながるのがある小・中学生

時 毎週土曜日(月4回予定)の午後1時30分～3時

所 健康長寿アクティブ交流センター

内 学校の勉強・宿題など、学習のお手伝いをします

講 新発田日本語教室ボランティアほか

持 教科書、ノート、筆記用具、飲み物

他 ボランティアの講師も募集しています。詳しくは、お問い合わせください

申 同スクール 上野(☎090-47127226)

同スクール 高橋(☎22-6441)、市民まちづくり支援

係(☎28-9640)

新発田市子育てきらきらメールをご利用ください

妊娠中の方や18歳以下のお子さんがある方を対象に、子育て情報をお知らせします。

【登録方法】

① 次のメールアドレスを入力するか、右記の二次元バーコードを読み込んで空メールを送信してください



kodomoka.touroku@yb74.asp.cuenote.jp

② 登録案内メールが届いたら、手続きし、受信したい情報を選択してください ※ドメイン「@fcyb74.asp.cuenote.jp」とURL付きメールを受信可能状態に設定してください

☎ こども課子育て支援係(☎28-9232)

【利用料金】無料
(通信料などは利用者負担)

虐待の予防と早期発見にご協力を

☎ こども課こども家庭相談係(☎26-3257)

子どもが虐待されている、またはその疑いがある場合は、速やかにご連絡ください。秘密は固く守られ、連絡した内容に間違いがあっても責任を問われることはありません。

あなたの気づきが支援の第一歩につながります。

周りにこんな子どもはいませんか？

- ▼泣き声がひどい
- ▼けがが増えている
- ▼長時間、屋外に出されている
- ▼夜間、子どもだけで家にいる
- ▼食事を与えられず、じゅうぶんな世話がされていない など



【相談窓口】

▼市こども課こども家庭相談係(ヨリネスしばた2階、☎26-3257、土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分)

▼児童相談所虐待対応ダイヤル(☎189、通話料無料)

※最寄りの児童相談所につながります

※一部のIP電話からはつながりません

▼県新発田児童相談所(県新発田地域振興局内、☎26-9131)

▼新発田警察署(☎23-0110)

※命の危険があり一刻を争う場合は

☎110番へ



児童手当制度が変わります

☎ こども課子育て支援係(☎28-9232)

【現況届の提出が不要になります】

令和4年6月から、現況届の提出が不要になります。ただし、下記の方は引き続き現況届の提出が必要です。

- ▼配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が新発田市と異なる方
- ▼支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ▼離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ▼法人である未成年後見人、施設などの受給者の方
- ▼その他、新発田市から提出の案内があった方

以下の変更事項があった方は届け出てください。

- ▼児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ▼受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市町村や海外への転出を含む)
- ▼受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ▼いっしょに児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ▼受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む)
- ▼離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ▼国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

【特例給付の支給対象に係る所得上限が設けられます】

令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が下記の表の金額を上回る場合、特例給付は支給されません。

扶養親族などの数	所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人 (前年度末に児童が生まれていない場合 など)	858	1071
1人 (児童1人の場合 など)	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合 など)	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合 など)	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合 など)	1010	1238

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。実際は給与所得控除などを控除した後の所得額で確認します

特例給付とは、児童を養育している方の所得が児童手当制度の所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合に、月額5000円を支給する制度です

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎28-9110）

「電気料金が安くなります」という勧誘に注意してください

【事例】

知らない事業者から「今よりも電気料金が安くなります。電気料金の明細を教えてください」と電話で勧誘があり、電話で言われるまま、料金明細に書いてある「住所」「お客様番号」などの情報を伝えてしまった。後日、送られてきた書類を確認すると、電気契約の切り替え手続きをしたことになっていた。



【トラブルに遭わないために】

- ▼必要がなければ、きっぱり断りましょう
- ▼切り替えに必要な「供給地点特定番号」などは電気会社が発行する「電力量のお知らせ」に記載されていますが、安易に情報を教えてはいけません
- ▼大手電力会社の名称をかたり電話勧誘してくるケースもあります。勧誘を受けたときには、事業者名や内容を納得できるまで確認しましょう

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。
開設時間=土・日曜日、祝日・年末年始を除く 9:00~16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料消費生活相談 **要予約**

とき=6月2日④13:30~16:30
ところ=消費生活センター（ヨリネスしばた1階）
予約先=消費生活センター（☎28-9110）

消費生活センターからのお願い

消費生活センターでは、相談受付時に、住所、氏名、電話番号、職業などの個人情報をお伺いします。相談内容の信用性確保、統計処理のためにご協力をお願いします。提供いただいた情報は、本人の同意を得ずに他の目的で利用することはありません。

6月の相談

行政相談 総務課（☎28-9540）

- お住まいの地区にかかわらず、どの会場でも相談できます
- ▼加治川庁舎3階行政相談室 7日④ 9:30~12:00
 - ▼ヨリネスしばた5階相談室501 8日④ 9:30~12:00
 - ▼豊浦庁舎1階和室 14日④ 9:30~12:00
 - ▼健康プラザしゅうんじ会議室 21日④ 13:00~15:00

行政書士による無料相談 総務課（☎28-9540）

市民文化会館1階講堂
 16日④13:00~16:00

弁護士無料法律相談 **要予約**

- ▼ヨリネスしばた 15日④14:00~17:00（1人30分まで）
- ▼隣保館 6月は「女性のための法律相談会」です 20日④14:00~17:00（1人30分まで）
予約先=人権啓発課（☎28-9630）
受付開始=6月1日④8:30~
 ※法律相談は、1人につき年度に1回限りです

人権相談 人権啓発課（☎28-9630）

人権擁護委員が相談を受け付けます
 生涯学習センター
 2日④10:00~12:00

シルバー人材センター入会説明会

時 6月8日④・22日④10:00~
所 新発田事務所（市役所別館3階、☎22-1010）



図書館へ行こう

申込み先・問合せ先
 ■中央図書館（☎22-2418）
 ■歴史図書館（☎24-2100）

検索 🔍 新発田市立図書館

【中央図書館おすすめ図書】

一般図書



「『書くのが苦手』な人のための文章術」
 印南敦史 / 著 PHP研究所 / 出版
 文章を書く力はさまざまな場面で求められます。うまい文章も書けないし、書くのが苦手…と思っている方、それはあなたの錯覚かもしれません。文章を書くためのコツから楽しんで書くための秘訣まで、優しく教えてくれる一冊です。

児童図書



「おしりじまん」
 齋藤 慎 / 作 福音館書店 / 出版
 動物たちが次々に自分のおしりを自慢します。まあいいおしり、かたいおしり、ふわふわのおしり、模様がすてきなおしり…。いろいろな動物たちの個性を、おしりを通して楽しめる一冊です。

【歴史図書館からのお知らせ】

蔵書点検による休館のお知らせ

下記の期間中、蔵書・古文書の点検のため休館します。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

休館期間=6月14日④~27日⑤

休館に伴う注意点

- ▼期間中は電話などによる資料相談にも対応できません
- ▼図書の返却は、玄関右側の返却ボックスをご利用ください
- ▼貸し出し可能冊数の更新は6月28日④に行います。中央図書館で本を借りる際はご注意ください

【歴史図書館おすすめ図書】

一般図書



「新潟の廻船問屋 近世・近代期の地方湊町における商人資本」
 横木 剛 / 著 有限会社アミックス / 出版
 日本海側有数の港町として発展した新潟。江戸後期から明治・大正期にかけて活躍した廻船問屋の当銀屋などを例に、北前船の海運業から投資・金融といった近代経営へと発展して行く過程を、関連用語の解説を兼ねた読みやすいコラムと合わせてまとめています。

がんばってます。新発田の人（敬称略）



第44回全国高等学校柔道選手権大会

女子団体、個人52kg級出場…籠島純恋（開志国際高校2年）、女子個人57kg級出場…大竹涼夏（新潟第一高校2年）

第44回全国JOCジュニアオリンピックカップ春季水泳競技大会

男子15~16歳 200m背泳ぎ出場…塚本悠悟（日本文理高校1年）

第65回全国高等学校選抜レスリング大会

学校対抗戦ベスト16…小林直生（北越高校1年）

※学年は全て大会出場時のものです



このコーナーでは、市内で活動する団体などのクチコミ情報を掲載しています。掲載の申込みは、みらい創造課広報広聴係（ヨリネスしばた5階）まで。☎28-9532・FAX22-3110
 Eメール mirai@city.shibata.lg.jp

文化

歴史・文化講演会

「ミュージアムの役割と地域の活性化」

時 6月4日④午後2時30分~4時20分

所 健康長寿アクティブ交流センター

講 十日町市博物館館長の石原正敏さん

問 しばたミュージアム設立推進市民会議事務局 板倉（☎26-5356）

初夏の山野草展

時 6月12日④午前10時~午後4時

所 五十公野コミュニティセンター

問 赤谷山草会 清野（☎24-0222）

広報しばた	原稿締切日
7月15日号	6月 6日④

「市民の広場」の原稿は、締切日までに提出をお願いします



考えよう 防災のこと



【問合せ先】地域安全課消防防災係
(☎ 28-9510)

「避難所運営委員会」の立ち上げを進めています

自然災害は、いつ、どこで発生するか分かりません。市では、ありとあらゆる災害に備え、地域主体で避難所の運営を行う「避難所運営委員会」の立ち上げを進めています。説明会や訓練などへの積極的な参加をお願いします。

「避難所運営委員会」とは？

災害発生時に、地区ごとに地域主体の防災活動や避難所運営を行う組織です。行政と地域団体が構成され、災害発生時の役割分担や活動体制を話し合います。

主な役割

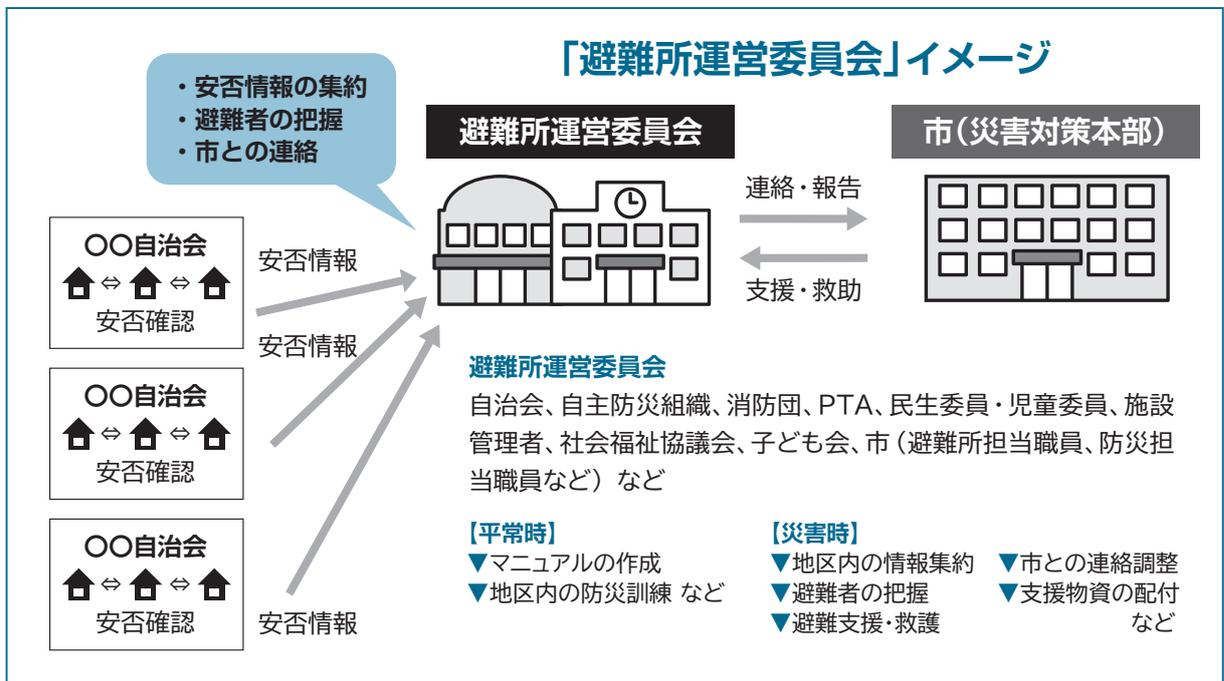
- 地域住民の安否確認
- 救助や初期消火
- 避難所の運営
- 在宅避難者の支援



なぜ「避難所運営委員会」が必要なの？

過去の大規模災害では、近所の方々による救助・消火活動や高齢者の安否確認、避難誘導によって多くの命が救われました。

大規模災害が発生すると、災害復旧・人命救助や、市職員の被災による行政機能の低下により、避難所の運営には最低限の人員しか派遣できないことも考えられるため、地域主体の避難所運営を行う必要があります。



自主防災組織等補助金をご活用ください

市では、避難所運営委員会を対象に活動費の補助を行っています

補助金額＝補助対象経費のうち、1避難所につき上限2万円

補助対象経費＝謝礼、旅費、研修会参加費、印刷製本費、通信費、消耗品費、使用料及び借上料



「広報しばた」は環境にやさしい植物油インキを使用しています